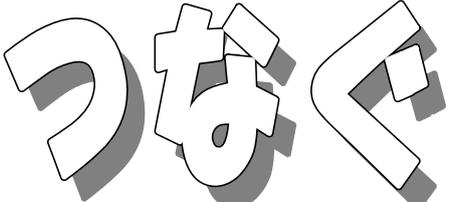


さいたま新都心郵便局過労 自死事件の責任を追及する会		第7号	2014.8.11
☆Tさんの 思いを「つなぐ」 ☆仲間を「つなぐ」 ☆いのちを「つなぐ」		東京都千代田区外神田6-15-14 外神田ストーク502号 郵政共同センター内 TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392 メール: postunion@pop21.odn.ne.jp	

< 第4回口頭弁論 >

郵政職場の実態と被災者への負荷を主張

8月6日、第4回口頭弁論が開かれ、原告は第4準備書面を提出、その概要について原告代理人が次のように陳述しました。

はじめに

被告（日本郵便）の職員によって組織されている労働組合の機関紙等には、①トヨタ方式導入等の合理化策、②「自爆営業」等の営業ノルマ、③「お立ち台」等での見せしめを含む職場でのパワーハラスメント、④中高年者を含む局間の異動等によって、被告が職員に対し、過度な肉体的・精神的負担を与えていた実態が報じられています。しかもそれは、特定の局・地域に限られたものではなく全国各地にわたり、今回取り上げる2007年から2012年の期間を通じてみられるのです。職員に過度な肉体的・精神的負担を与える業務政策や業務体制・運営が、被告の全社的な方針として全国各地で実施され、蔓延していたことは明らかです。

1、トヨタ方式導入等の合理化策による職員への過度な業務負担

各地の労働組合の機関紙では、トヨタ方式（いわゆるJPS）の導入による大幅な人員削減、サービス残業・長時間労働の実態が報告され、職員に健康被害が出ていることが報じられています。

例えば、2007年、当時の郵政労働者ユニオン関東地本の機関紙では、「与野局集配課で計画担当の職員（30歳代）と課長代理が相次いで倒れるという異常事が起き」、「倒れた課長代理（54歳）は残念ながら亡くなりました。」「JPS実施後、その総本山・越谷局、周辺局では、3年間で6人もの命が絶

たれています。」と報じられています。そして、組合が「関東支社に緊急の申し入れを行い、増員を含めた緊急の要員対策を求めました。」とされています。

また、2008年にJP労組札幌支部が実施した立ち作業についてのアンケート結果では、「腰痛や疲労蓄積等の健康面での悪影響があると思いますか。」との問いに対し、[影響ある] 115名（90%）、[影響無し] 4名（3%）、[わからない] 9名（7%）と、圧倒的多数が立ち作業による健康面での悪影響を訴え、「労働時間が短縮されていない」「腰痛等の健康被害がある・以前より腰やふくらはぎの痛みが多い」「足のむくみがひどくなった」「足、腰に負担がかかる」「常に疲労が残っている」「足腰のハリが取れず疲労の蓄積がある」「年配者には厳しい作業」「照明の位置と合わないので視力が落ちた」等のコメントが寄せられています。

2、「自爆営業」等、営業ノルマによる精神的負担

「自爆営業」についても、全国各地の実態とその過酷さ、その原因が被告による年賀状等の過大な売上ノルマ等にあることが繰り返し報じられ、「自爆営業」をさせないよう対策が求められています。

2010年1月発行の当時の郵産労上尾支部の機関紙「あげお」では、「あそこの金券ショップは高く買い取ってくれる」「支店長に怒鳴られて、泣く泣く500枚自爆した」「年賀はがきを切手に変えて金券ショップに持ち込めば高く買い取ってくれる」と

の声を紹介し、「上尾支店内からは新年草々、『自爆営業』の生々しい声や、ため息が絶えません。目標達成に向けて「買い取り」を強要する様な指導はコンプライアンスに反しますし、健全な経営とは言えません。」と報じられています。

そして、毎年の年末始繁忙要求では、必ず「自爆営業の根絶」と「不適切な営業活動の根絶」が求められています。

3、「お立ち台」等での見せしめを含む職場でのパワハラ

2010年12月発行の「郵政ユニオン」では、郵政全国職場交流会での職場報告として、「ミスで、1時間立たされたまま叱責され、貧血で倒れる期間雇用社員」「ミスに対して叱責、『お前流れが分かっているのか』と室長から大声でどなられた」「多くの店舗でメンタルヘルス不全で休んでいる」「三誤防止策で全員の前で謝罪を強要されている」などが紹介され、パワハラが全国で行われており、メンタルヘルスで休む者も多く、「お立ち台」のように全員の前で謝罪を強要されることもあったことが明らかにされています。

4、中高年者を含む局間の異動

2010年、2011年の年度の変わり目には、「集配の仕事は『通区が財産』」なのです。職場が変わればいままで覚えた知識は奪われ、一から出直しとなるのです。一昔前は『人事交流』の名でひんぱんに異動が行われ、業務がめちゃくちゃになった事を会社側は忘れてしまったのでしょうか。異動を希望しているのならともかく、希望していない人をむやみに異動させる事は、集配の業務を混乱させるだけです。」と報じられています。

5、Tさんも同じ

被災者のTさんが稼働していたさいたま新都心郵便局は、関東地方における拠点局

として、被告が集中的に管理と合理化を進めた局です。したがって、こうした実態が一挙に集中し、他の局や地域と比較しても、職員により強度な負荷を与える職場環境にあったことは間違いありません。労働組合の機関紙等が報じる職場実態等を通して、亡Tが著しい心理的負荷を受け、うつ状態を発症し、自死するに至ったことがよくわかります。

また、機関紙等による実態の告発や問題点の指摘、当局に対する要求は、全国各地で、何度も繰り返し大きく取り上げられています。被告は、こうした労働組合の動きについては始終目を光らせており、これらの記事に関して不知であったことはあり得ません。そして、ここに取り上げられている実態が、さいたま新都心郵便局においても同様であることもまた、当然に認識していました。被告は、こうした状況を認識・把握しながら、適切な配慮をすることなく、Tさんをさいたま新都心郵便局に配置し続けたのであり、その安全配慮義務違反の責任は極めて重大です。

過労死等防止対策推進法が成立！

6月20日、過労死等防止対策法が成立しました。これによりはじめて「過労死」が法律に明記され、その防止のための効果的な対策が国の責務として定められました。

100%政府が株を持ち、率先して模範となるべき企業—日本郵便の現状はどうしたことでしょう。

第5回口頭弁論

- ◆ 11月5日（水） 11時
- ◆ さいたま地方裁判所
- ＊ 10時30分までに集合
お願いします。